

自動麻酔記録システム（フクダ電子社製）
保守点検業務仕様書

京都市立病院における自動麻酔記録システム（フクダ電子社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」、受託者を「受注者」として、次のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

自動麻酔記録システム（詳細は別紙の付表のとおり）

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2 京都市立病院
手術室

3 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日まで

4 契約条件

(1) 業務内容

ア 契約期間中は、常に契約機器を良好に使用できる状態を維持するため、必要な保守点検を行うこと。

イ 前項の点検のほか、サーバ及びクライアントの故障等の緊急時には速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

ウ その他、必要な業務に関しては、個別機器毎に業務仕様書にて定めるものとする。

(2) 実施要領

ア 受注者は、点検実施予定表を令和 4 年 7 月末までに発注者の事務局財務担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、発注者受注者協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局財務担当へ報告すること。

イ 受注者は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 受注者は、保守点検終了後速やかに、受注者の所定の様式により実施結果の報告書を発注者の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局財務担当へ提出すること。

オ 受注者は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは 2 4 時間かつ年中無休にて、速やかに（原則として当日中）出張したうえで、点検、調

整，修理等を行うこと。

カ 故障の修理に時間がかかる場合等，発注者の業務に支障をきたす場合は，
受注者は無償で代替器を提供すること。

キ 機器に関する取扱い，不具合，故障等の情報については，関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれない費用
消耗品等の部品代

(4) 委託料の支払

発注者は，契約期間終了後，受注者の請求により，委託料を一括して支払う。

5 その他

この本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は，発注者受注者協議のうえ，そのつど決定するものとする。

(別紙)

自動麻酔記録システム

付表

＜オンサイト点検＞	1
【点検対象品目】	
①Mirrel DB サーバ本体	1
②Mirrel GW サーバ本体	1
③操作端末本体	12
④バックアップ装置	1
⑤カラーレーザープリンタ	1
⑥ベッドサイド周辺機器ソフト	11
＜リモート点検＞	3
⑦Mirrel DB サーバ本体	3
⑧Mirrel GW サーバ本体	3
⑨トラブルサポート基本費用	1
【サポート対象品目】	
⑩ベッドサイド周辺機器ソフト	11
⑪CVW-5000 急性期患者情報システム	1